

令和 8 (2026) 年度
事業者用太陽光発電設備等導入支援事業
補助金申請の手引き

事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金の申請及び受給をされる皆様へ

事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金（以下「本補助金」という。）は、公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、本県としましては、不正行為に対しては厳正に対処しております。

従いまして、本補助金の交付申請をされる方におかれましては、以下の点について十分認識された上で、申請手続きを行っていただくようお願いします。

1. 本補助金に関係する全ての提出書類には、いかなる理由があっても、その内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 次の場合は、本補助金の対象になりません。
 - ・ 本補助金の交付決定前に、工事に着手した場合
 - ・ 国から経費の全部又は一部を補助されるもの
3. 本補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用・売却・譲渡・交換・貸与・廃棄又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容について承認を受けなければなりません。また、その際、補助金の返還が発生する場合があります。

また、本手引きに記載された、補助金の申請から受給にかかる手続き及び必要書類等並びに事業終了後の責務等についても十分確認された上で、本補助金の申請手続きを行っていただくようお願いします。

【補助対象設備を小山市内に設置予定の場合】

小山市においても同様の補助事業を行っておりますので、補助金事業の概要や必要書類等、詳細については、小山市ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進課（TEL：0285-22-9277）までお問い合わせください。

※小山市内に設置する補助対象設備の申請については、栃木県に申請にお越しいただいたとしても、小山市を御案内しますので、ご承知おきください。

※栃木県の本補助金とは併用できません。

【目 次】

1	事業の概要	- 1 -
	(1) 目的	- 1 -
	(2) 補助の概要	- 1 -
	(3) 補助事業の手続きの流れ	- 6 -
2	交付申請	- 7 -
	(1) 受付期間	- 7 -
	(2) 申請書の提出	- 7 -
	(3) 交付決定	- 8 -
3	事業実施	- 8 -
	(1) 補助対象事業着手	- 8 -
	(2) 補助対象事業の内容変更	- 8 -
	(3) 補助対象事業の廃止	- 8 -
	(4) 代表者等の変更届	- 8 -
4	実績報告等	- 9 -
	(1) 実績報告	- 9 -
	(2) 完了検査	- 10 -
	(3) 補助金の額の確定	- 10 -
	(4) 補助金の請求	- 10 -
	(5) 補助金の経理等	- 10 -
5	記入例	- 11 -

1 事業の概要

(1) 目的

本事業は、温室効果ガス排出量の多い産業分野及び業務分野における地球温暖化対策の強化が必要であることに鑑み、中小企業者等による自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池（以下「太陽光発電設備等」という。）の導入に対し、補助金を交付することにより、県内の温室効果ガスの削減を図ることを目的としています。

(2) 補助の概要

① 補助対象者

県内に事業所を有する中小企業者※₁、中小企業団体※₂、青色申告を行っている個人事業主、医療法人、学校法人、社会福祉法人、一般社団法人※₃、一般財団法人※₃、公益社団法人※₃、公益財団法人※₃、協同組合等であって、次のいずれにも該当するものです。

- ・ 県税の滞納がないこと
- ・ 暴力団排除にかかる誓約ができること
- ・ 公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められること

※1 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に準じ、下表に規定する会社及び個人

業 種	資本金基準	従業員基準
	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員
①製造業、建設業、運輸業、その他(ゴム製品製造業除く。)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③小売業	5千万円以下	50人以下
④サービス業(以下を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

➤ 資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とされている。

※2 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体

※3 中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの

② 申請者

- ・ 補助対象者
- ・ リースモデル又はオンサイト PPA モデルによる導入の場合は、リース会社又は PPA 事業者※

※ リースモデル又はオンサイト PPA モデルによる導入の場合、需要家は補助対象者の要件を満たす必要はありますが、リース会社又は PPA 事業者は補助対象者の要件を満たす必要はありません。

③ 補助対象設備※1、※2

自家消費型太陽光発電設備、蓄電池

※1 申請が可能な導入パターンは、次のとおり。

自家消費型太陽光発電設備 (単独)	蓄電池 (単独)	自家消費型太陽光発電設備＋蓄電池
○	×	○

※2 リースモデル又はオンサイト PPA モデルによる導入の場合も補助対象となります。

④ 補助対象経費、補助額及び補助上限

補助対象経費	補助額	補助上限
自家消費型太陽光発電設備導入費	① 定額：5万円／kW (脱炭素に資するサステナビリティ・リンク・ローンを利用する中小企業者等又は中小企業向けSBT認定を取得した中小企業者等) ② 定額：4万円／kW (上記以外) ※太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力の低い値に乗じて算出 (小数点以下切り捨て)	出力：100kW
蓄電池導入費	補助対象経費 (※) の 1 / 3 ※蓄電池本体、蓄電池に係るパワーコンディショナー及び工事費 (消費税及び地方消費税は除く)	容量：100kWh 1 kWhあたりの価格： ・20kWh未満の蓄電池 15万5千円 ・20kWh以上の蓄電池 19万円

※補助金額は、算定した額の千円未満を切り捨てた額とします。

<蓄電池補助額の算出例>

事例1 蓄電池容量：18kWh／設備費 (税抜)：2,000,000 円／工事費 (税抜)：400,000 円の場合

- ・単 価：133,333・・・円 $((2,000,000 \text{ 円} + 400,000 \text{ 円}) \div 18\text{kWh})$
- ・補助額：800,000 円 $((2,000,000 \text{ 円} + 400,000 \text{ 円}) \times 1 / 3)$

容量・単価が上限を超えていないため、補助対象経費×1/3 で計算

事例2 蓄電池容量：90kWh／設備費 (税抜)：32,000,000 円／工事費 (税抜)：3,000,000 円

- ・単 価：388,888・・・円 $((32,000,000 \text{ 円} + 3,000,000 \text{ 円}) \div 90\text{kWh})$
- ・補助額：5,700,000 円 $(190,000 \text{ 円 (上限単価)} \times 90\text{kWh} \times 1 / 3)$

単価が上限を超えているため、上限単価で計算

事例3 蓄電池容量：200kWh／設備費 (税抜)：35,000,000 円／工事費 (税抜)：5,000,000 円

- ・単 価：200,000 円 $((35,000,000 \text{ 円} + 5,000,000 \text{ 円}) \div 200\text{kWh})$
- ・補助額：6,333,000 円 $(190,000 \text{ 円 (上限単価)} \times 100\text{kWh (上限容量)} \times 1 / 3)$

容量・単価が上限を超えているため、上限容量・上限単価で計算

⑤ 補助要件

【自家消費型太陽光発電設備】

- (1) 未使用の太陽光発電設備を事業所に導入すること。
- (2) 次の(a)、(b)のいずれかを満たすこと。
 - (a) 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の50%以上を自家消費すること。
 - (b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電した電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。
- (3) 再エネ特措法に基づく固定価格買取（FIT）制度又はFeed in Premium（FIP）制度の認定を受けないこと。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないこと。
- (5) 発電量を計測する機器を備えること。
- (6) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- (7) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く）。特に、次の(a)～(l)をすべて遵守していることを確認すること。
 - (a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
 - (b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
 - (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
 - (d) 一の場合において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。
 - (e) 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う、柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること（屋根置きの場合には省略可能）。
 - (f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
 - (g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
 - (h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは適切な方法により協力すること。
 - (i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。

- (j) 補助対象設備を処分する際は、関係法令の規定を遵守すること。
- (k) 補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- (l) 災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。

【蓄電池】

- (1) 未使用の定置型蓄電池を事業所に導入すること。
- (2) 20kWh未満：12.5万円／kWh、20kWh以上：11.9万円／kWh以下（蓄電池本体、蓄電池に係るパワーコンディショナー及び工事費（消費税及び地方消費税は除く）の蓄電システムとなるよう努めること。

なお、上記の価格を超えてしまう場合は、以下の2項目のうち、いずれかの提出が必要となります。

- ・同一型式の設備について2者以上の見積
- ・販売事業者により、上記価格の条件を満たす蓄電池の調達不可の旨が記載されたもの（任意様式）

＜記載例＞「弊社が取り扱う、一般社団法人環境共創イニシアチブに登録された蓄電システムにおいて、12.5万円／kWh以下の価格のものはございません。」

- (3) 太陽光発電設備により発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。平時において深夜電力などで毎日のように系統から充電するものではないこと。
- (4) 停電時にのみ利用する非常用予備電源ではないこと。
- (5) 20kWh 以上の蓄電池の場合、各市町の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。
- (6) 20kWh 未満の蓄電池の場合、申請時点において、国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）により登録されている製品であること。

＜SII＞蓄電システム登録済製品一覧：<https://zehweb.jp/registration/battery/>

【共通】

- (1) リースモデルの場合、リース事業者は、交付された補助金相当分をリース料金から控除すること。リース料金から補助額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数※期間満了まで継続的に使用するために必要な措置を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。
- (2) オンサイトPPAモデルの場合、PPA事業者は、交付された補助金額相当分をサービス料金から控除すること。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

※ 法定耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号（以下「大蔵省令」という））による。

設備名	法定耐用年数
太陽光発電設備	17 年 ^{注 1}
蓄電池	6 年 ^{注 2}

※ 1 大蔵省令 別表第二（機械及び装置の耐用年数表）の「電気業用設備」、「その他の設備（主たる金属製のもの）」に該当する場合

※ 2 大蔵省令 別表第一（機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表）の「建物附帯設備」、「電気設備（照明設備を含む）」、「蓄電池電源設備」に該当する場合

⑥ 環境価値の取扱い

補助対象者（リース又はオンサイト PPA による導入の場合は、リース事業者、PPA 事業者及び需要家）は、補助対象事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果（環境価値）について、Jクレジットの登録を行わないこと。

⑦ 導入設備の利用実績の報告

補助事業者は、補助対象事業の完了日の翌月 1 日から 1 年間の二酸化炭素削減効果等について、報告対象期間の最終月の翌月末^{※ 1}までに、事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金利用状況報告書（様式第 10 号）により報告^{※ 2}すること。

※ 1（事例）令和 8 年 10 月 22 日に補助対象事業が完了した場合

- 報告対象期間：令和 8 年 11 月 1 日～令和 9 年 10 月 31 日

- 報 告 期 限：令和 9 年 11 月 30 日

※ 2 毎月のエネルギー使用量がわかる写真（メーター等）を添付してください。

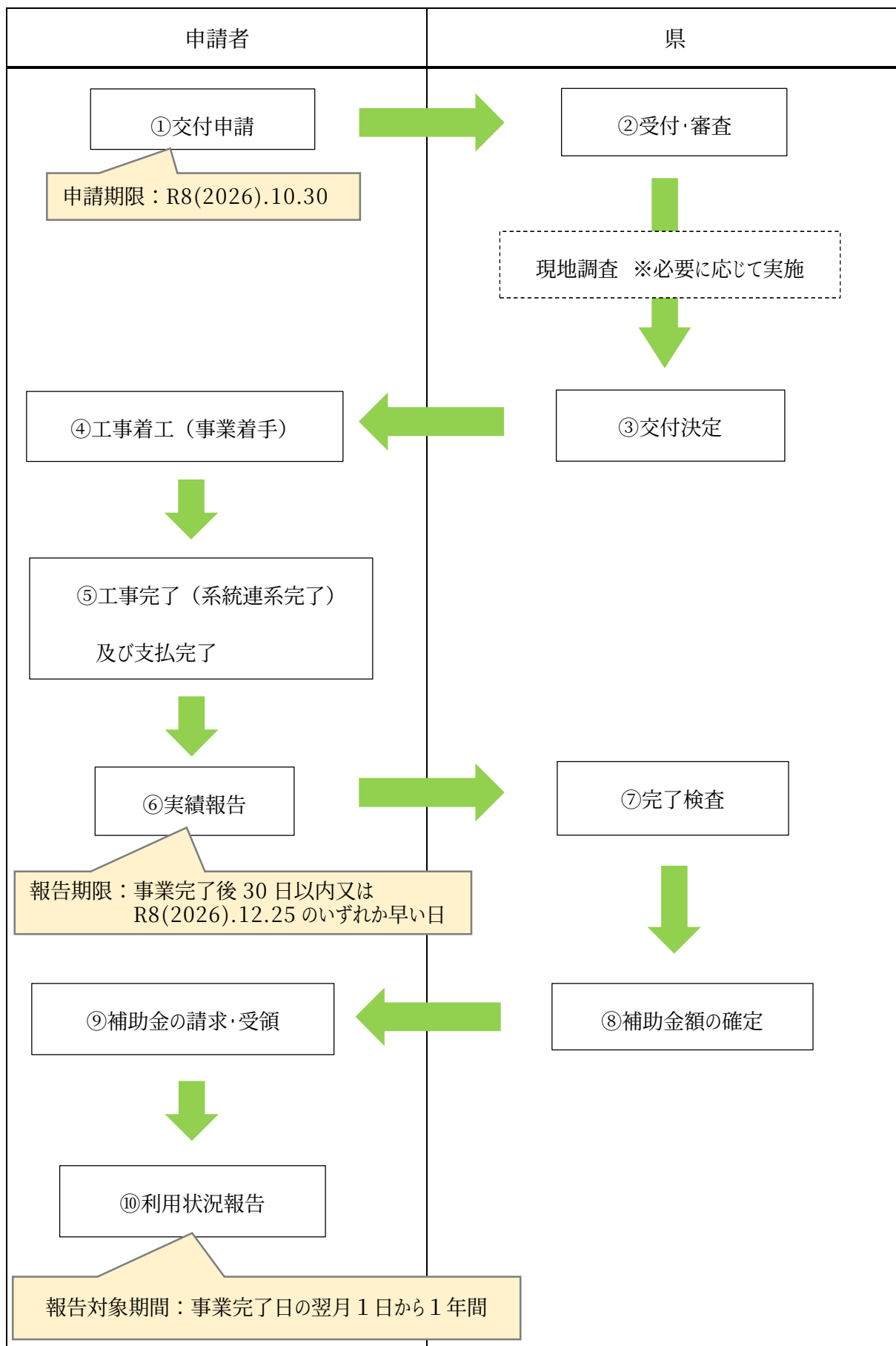
⑧ その他

- ・ 交付申請については、同一事業者につき同一年度内に一回限りです。
- ・ 交付決定後に工事に着工[※]するものとします。
- ・ 国の補助金や助成金等との併用はできません。
- ・ 補助対象事業により整備した設備等は、原則として、法定耐用年数期間中は財産処分してはならないものとします。
- ・ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。
- ・ 補助対象者は、知事が補助金の交付義務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- ・ 補助事業の内容の変更をする場合は、知事の承認を受けること。
- ・ 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- ・ 補助対象設備の導入後、法定耐用年数期間において、補助対象設備を処分（本補助金の目的に反しての使用・売却・譲渡・交換・廃棄・貸与、または担保に供することをいう）しようとする場合は、知事の承認を受けること。

※ 交付決定前に契約・発注を行うことは認めます。ただし、令和 8（2026）年 4 月 1 日以降の契約・発注に限ります。

(3) 補助事業の手続きの流れ

本事業の一般的な手続きの流れは、以下のとおりです。



2 交付申請

(1) 受付期間

補助金の交付申請書の受付期間は次のとおりです。

受付期間 令和8(2026)年5月11日(月)から10月30日(金)まで

(2) 申請書の提出

① 申請に必要な書類は、次のとおりとし、「正本1部」を提出してください。

なお、申請書の写し等の交付は行いませんので、申請書の控えはご自身でご用意ください。

番号	提出書類		申請者		
			法人	個人事業主	リース会社 又はPPA事業者
1	交付申請書提出チェックシート※1	—	○	○	○
2	交付申請書※1	様式1	○	○	○
3	事業計画書※1	様式2	○	○	○
4	誓約書※1	様式3	○	○	○
5	役員氏名等一覧表※1	様式3別紙			
6	補助対象事業の実施に係る同意書※1※2	様式4	△	△	○
7	見積書及び見積内訳書の写し※3	添付資料1	○	○	○
8	設置する土地・建物の全部事項証明書※4	添付資料2	○	○	○
9	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※4※5	添付資料3	○	-	○
10	青色申告者であることを証明する書類（写し） 直近1か年分（申請者が個人事業主の場合のみ）	添付資料4	-	○	-
11	脱炭素に資するサステナビリティ・リンク・ローンを利用することが確認できる書類（脱炭素に資するサステナビリティ・リンク・ローンを利用する中小企業者等の場合のみ）※6	添付資料5	△	△	△
12	中小企業向けS B T認定取得が確認できる書類（中小企業向けS B T認定を取得した中小企業者等の場合のみ）※7	添付資料6	△	△	△
13	リースモデルの契約書（案）及びリース計算書等（リースモデルの場合のみ）※8	添付資料7	-	-	○
	オンサイトPPAモデルの契約書（案）及び料金計算書等（PPAモデルの場合のみ）※9		-	-	○
14	納税証明書※10※11※12	添付資料8	○	○	○
15	設備の仕様内容がわかるもの(カタログ等)	添付資料9	○	○	○
16	発電量を計測する装置の仕様がわかるもの（カタログ等）	添付資料10	○	○	○
17	単線結線図	添付資料11	○	○	○
18	システム系統図	添付資料12	○	○	○
19	機器配置図	添付資料13	○	○	○
20	その他県が必要と認める書類	—	—		

※1 様式は栃木県ホームページからダウンロードしてください。

※2 補助対象者と補助対象設備を設置する土地又は家屋の所有者が異なる場合は、同意者の署名もしくは記名押印が必要

※3 見積書及び見積書内訳について

➤ 申請書提出時点において、有効期限内であるものを提出する。

➤ 設備・工事の内容がわかるものとする。（「○○工事一式」等の記載は不可）

※4 発行日より3か月以内のもの（電子情報提供サービスにより取得したものは不可）

※5 リース会社又はPPA事業者の場合、需要家が中小企業であることを確認できる書類

- ※6 リース会社又はPPA事業者の場合、需要家が脱炭素に資するサステナビリティ・リンク・ローンを利用することが確認できる書類
 - ※7 リース会社又はPPA事業者の場合、需要家が中小企業向けS B T認定取得していることが確認できる書類
 - ※8 リース料金から交付金額相当分が控除されることがわかる書類及び本事業により導入する設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを確認できる書類
 - ※9 サービス料金から交付金額相当分が控除されることがわかる書類及び本事業により導入する設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを確認できる書類
 - ※10 県税事務所で3か月以内に発行されたもの。このほか、個人事業主の場合は、市町役場で（個人県民税）で3か月以内に発行されたものも提出が必要となります。
 - ※11 課税がない等の理由により滞納額がないことの納税証明書が交付されない場合はその旨を記した書面（任意様式）
 - ※12 リースモデル又はオンサイトPPAモデルにより、補助対象設備を提供する事業者にとっては、補助対象者の証明書
- ② 申請書等の提出方法は、持参又は郵送（書留等の配達記録が確認できるものに限る）とします。
 - ③ 提出された申請書は、書類の不足や記載内容の不備等について確認し、不備・不足がないものについて受理します。
 - ④ 書類等には、修正液、修正テープ等を使用しないでください。
 - ⑤ 書類等は、片面記載とし（両面印刷不可・コピー不可・ホッチキス不可）、仕切り等は不要です。
 - ⑥ 提出された申請書類等は、原則として返却しません。

【審査期間について】

交付申請及び実績報告の審査期間は、必要書類が全てそろって審査可能になった段階から、**1か月程度**を見込んでいます。交付決定通知までは事業着手（補助対象設備の設置工事）はできませんので、計画的な提出をお願いいたします。

書類等に不備がある場合には、さらに長期間になる場合があります。

（3）交付決定

審査後、当該申請の交付決定を申請者に通知します。

3 事業実施

（1）補助対象事業着手

交付決定の通知を受けた申請者は、速やかに事業に着手してください。

なお、交付決定前に事業に着手（工事着工）した場合は、補助の対象外となりますのでご注意ください。

※交付決定前の契約・発注は認めます。ただし、令和8(2026)年4月1日以降の契約・発注に限ります。

（2）補助対象事業の内容変更

交付決定の通知後、補助額の変更を伴う補助対象設備及び対象経費に変更が生じる場合には、事業変更承認申請書（様式5）を提出し、その承認を得る必要があります。

なお、この場合において、当該変更による申請金額の増額は認められません。

（3）補助対象事業の廃止

補助対象事業を廃止又は中止しようとするときは、事業廃止（中止）承認申請書（様式6）を提出し、承認を得る必要があります。

（4）代表者等の変更届

代表者又は所在地を変更したときは、直ちに様式7による代表者変更届又は様式8による所在地変更届に変更後の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を添えて、提出してください。

また、合併等により企業等が事業を継承するときは、直ちに様式9による事業継承届に合併契約書等事業継承を証する書面を添えて、提出してください。

4 実績報告等

(1) 実績報告

申請者は、補助対象事業が完了（工事が完了し、かつ施工業者等への支払いが完了）したときは、次の期日までに、以下に掲げる書類（正本1部）を提出してください。

実績報告の提出期限

補助事業完了後 30 日以内又は令和 8 (2026) 年 12 月 25 日（金）のいずれか早い日

番号	提出書類		申請者		
			法人	個人	リース会社又は PPA 事業者
1	実績報告書提出チェックシート※1	—	○	○	○
2	実績報告書※1	様式10	○	○	○
3	請求書及び領収書の写し※2	添付資料 1	○	○	○
4	設備の確定仕様がわかるもの（納品書等）	添付資料 2	○	○	○
5	設備の稼働が確認できるもの（計測モニターの写真等）	添付資料 3	○	○	○
6	設備の設置が確認できる写真（①、②） ① 設置した設備の全景写真 （太陽光パネルの設置状況、パワーコンディショナー及び蓄電池の設置台数がわかる写真） ② 設置した設備の型式が確認できる写真 （パワーコンディショナー及び蓄電池の型式がわかる写真（設置全台分））	添付資料 4	○	○	○
7	単線結線図	添付資料 5	○	○	○
8	システム系統図	添付資料 6	○	○	○
9	機器配置図	添付資料 7	○	○	○
10	変更承認申請書（補助額の変更を伴う補助対象設備及び対象経費の変更をする場合）	様式 5	△	△	△
11	（リース会社の場合）リースモデルの契約書（写し）及びリース計算書等※3	添付資料 8	—	—	○
	（PPA 事業者の場合）オンサイト PPA モデルの契約書（写し）及び料金計算書等※4		—	—	○
12	（売電有りの場合）系統連系開始日が確認できる書類及び売電先との電力需給契約書※5	△	△		
13	その他県が必要と認める書類	—	—		

※1 様式は、栃木県ホームページからダウンロードしてください。

※2 請求書の写し及び領収書の写しを提出してください。領収書が無い場合は、補助事業に要した費用と同額を振り込んだことが分かる書類等（振込受付書等及び振り込んだ事実が確認できる通帳の写し等）

※3 リース料金から交付金額相当分が控除されていることがわかる書類及び本事業により導入する設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを確認できる書類

※4 サービス料金から交付金額相当分が控除されていることがわかる書類及び本事業により導入する設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを確認できる書類

※5 電力受給契約申込書（FIT 認定を受けていない再生可能エネルギー発電設備用）と系統連系開始日の確認ができる書類（東京電力パワーグリッド Web 申込システム上の「工程照会」等）

(2) 完了検査

提出された実績報告書により、書面にて完了検査を実施します。なお、必要に応じて現地調査を実施します。主な確認項目は、以下のとおりです（詳細な方法は別途お知らせします）。

- 導入設備の設置状況
- 導入設備のエネルギー使用量及び発電電力量を計測する機器の設置状況及び計測状況
- 事業費の支払状況

(3) 補助金の額の確定

完了検査等の結果、補助対象事業が適正に実施されていると認められた場合は、県は交付する補助金の額を確定し、申請者に通知します。

(4) 補助金の請求

額の確定通知を受けた補助事業者は、別途指定する期日までに補助金請求書（様式 11）に、振込先の口座内容がわかる書類（通帳等の写し等）を添付して提出してください。

(5) 補助金の経理等

申請者は、補助対象事業の経費にかかる収支簿を備え、その収支にかかる証拠書類（契約書、領収書等）を整備してください。

なお、収支簿等は、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存してください。

5 記入例

様式1

事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金交付申請書

令和 ○年 ○月 ○日

栃木県知事 様

所在地 栃木県○○市○ー○

名 称 ○○株式会社

代表者 代表取締役 栃木 太郎

令和○年度において事業者用太陽光発電設備等導入支援事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 事業の目的

記載例

地球温暖化対策の取組の一貫として、弊社ではエネルギー使用量の削減を進めており、工場の照明の未使用時消灯や空調の設定温度の適正管理等により対応してきた。

この度、更なるエネルギー消費量削減に加えてレジリエンスの向上を目的に、○○工場に自家消費型再生可能エネルギー発電設備を導入する。

なお、発電した電力については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定に係る発電に用いることなく、設置場所における消費電力の一部として使用する。

2 交付申請額（千円未満切捨て）

1,320,000 円

様式第2号 補助金交付申請額

事業計画書

1 申請者の情報

(1) 申請者の情報

申請者の名称及び所在地	名 称	〇〇株式会社		
	所 在 地	プルダウンにより選択		
資本金の額又は 出資の総額	資 本 金	100,000,000 円	従業員数	280 人
業種	D：建設業			
担当者名	〇〇 〇〇			
連絡先	電話番号	〇〇-〇〇-〇〇	メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇.jp

(2) 需要家の情報（リースモデル又はオンサイトPPAモデルの場合のみ記入）

需要家の名称及び所在地	名 称			
	所 在 地			
資本金の額又は 出資の総額	資 本 金	円	従業員数	人
業種				
担当者名				
連絡先	電話番号		メールアドレス	

2 事業概要

設 備 の 設 置 場 所	栃木県〇〇市〇-〇 (〇〇工場)				
設 備 の 導 入 方 法	☒ 自社購入 ☐ リースモデル ☐ オンサイトPPAモデル				
事 業 期 間	着手予定日	2026 年 7 月 9 日	完了予定日	2026 年 11 月 30 日	
太陽光発電設備	太陽光パネル	合 計 出 力	63.0 kW		
	パワーコンディショナー		33.7 kW		
	採 用 出 力		33.0 kW		
	補 助 金 の 額 【(A)×40,000円】	(B)	1,320,000 円 ※補助上限は4,000,000円		
定置用蓄電池	蓄電池の種類	☒ 設置無し ☐ SII登録製品 ☐ その他			
	SII登録製品	メーカー名	登録型番	登録容量 kWh	
	設置セット数				
	蓄 電 容 量	(C)	kWh		
	補助対象経費（税抜き）	設 備 費	(D)	円	
		工 事 費	(E)	円	
	価格/kWh	{ (D)+(E) } ÷ (C)	(F)	#DIV/0! 円	
補助金の額【{(D)+(E)}×1/3】 蓄電容量が100kWhを超える場合は 【(F)×1/3×100】	(G)	#DIV/0! 円			
補助金申請額【(B)+(G)】	1,320,000 円				
余剰電力売電の有無	☐ 有 ☒ 無				

3 実施計画

「2 事業概要」の完了予定日の翌月からが自動入力されます。

月別発電量等

	①発電量見込	②自家消費電力量見込	③自家消費率 (②/①×100)
12 月	5,700 kWh	4,400 kWh	—
1 月	5,600 kWh	4,500 kWh	—
2 月	7,000 kWh	5,200 kWh	—
3 月	7,300 kWh	5,600 kWh	—
4 月	7,600 kWh	5,800 kWh	—
5 月	7,700 kWh	5,600 kWh	—
6 月	7,600 kWh	6,700 kWh	—
7 月	8,400 kWh	6,400 kWh	—
8 月	7,800 kWh	5,200 kWh	—
9 月	6,100 kWh	5,300 kWh	—
10 月	6,200 kWh	4,900 kWh	—
11 月	6,000 kWh	4,500 kWh	—
合計	83,000 kWh	64,100 kWh	77.23 %

誓 約 書

申請者は、栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 6 条の規定に基づき、次のいずれかにも該当せず、将来にわたっても該当しない者であることをここに誓約します。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下、「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団

イ 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）

ウ 法人にあっては、役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

なお、必要な場合には、上記の事項について栃木県警察本部に照会することについて承諾します。

令和 ○年 ○月 ○日

（宛先）

栃木県知事 様

所 在 地 栃木県○○市○ー○

名 称 ○○株式会社

代表者^{（ふりがな）}氏 名 代表取締役 栃木^{とちぎ} 太郎^{たろう}

役員等氏名一覧表

令和 〇年 〇月 〇日 現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日	住所
代表取締役	栃木 太郎	トチギ タロウ	T S H 〇.〇.〇	〇〇市〇-〇
取締役	栃木 花子	トチギ ハナコ	T S H 〇.〇.〇	〇〇県〇〇市〇-〇
			T S H . .	住所が栃木県以外の場合には、都道府県名を記載
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	
			T S H . .	

補助対象事業の実施に係る同意書

令和 ○年 ○月 ○日

栃木県知事 様

所在地 栃木県○○市○ー○

名 称 ○○株式会社

代表者 代表取締役 栃木 太郎

事業者用太陽光発電設備等導入支援事業実施要綱及び事業者用太陽光発電設備導入支援事業補助金交付要領を確認の上、上記の事業者の補助金交付申請に同意します。

【同意する不動産の所在地、所有者】※自署の場合は捺印不要

<土地>

・所在地（該当地番全て記載）

栃木県○○市○ー○

・所有者（法人にあっては名称・代表者名）

株式会社○○

代表取締役 ○○ ○○

印

<建物>

・所在地

栃木県○○市○ー○

・家屋番号

○○○番

・所有者（法人にあっては名称・代表者名）

株式会社○○

取締役 ○○ ○○

印

自署でない場合に限り、土地又は建物の所有者の押印が必要

2026 年 〇 月 〇 日

栃木県知事 様

2026 年 〇 月 〇 日 付け栃木県指令気対第 〇〇一〇 号により補助金の交付決定を受けた事業者用太陽光発電設備等導入支援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 申請者の情報

(1) 申請者の情報

申請者の名称及び所在地	名 称	〇〇株式会社		
	所 在 地	栃木県〇〇市〇ー〇		
資本金の額又は出資の総額	資 本 金	100,000,000 円	従業員数	280 人
業種	D: 建設業			
担当者名	〇〇 〇〇			
連絡先	電話番号	〇〇-〇〇-〇〇	メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇.jp

(2) 需要家の情報（リースモデル又はオンサイトPPAモデルの場合のみ記入）

需要家の名称及び所在地	名 称			
	所 在 地			
資本金の額又は出資の総額	資 本 金		従業員数	
業種				
担当者名				
連絡先	電話番号		メールアドレス	

工事完了日（系統連系日）と支払完了日と比較し、遅い方の日付を記載

2 事業概要

設 備 の 設 置 場 所		栃木県〇〇市〇ー〇（〇〇工場）		
設 備 の 導 入 方 法		☒ 自社購入 ☐ リースモデル ☐ オンサイトPPAモデル		
事 業 期 間		着 手 日	2026 年 7 月 9 日	完 了 日
太陽光発電設備	太陽光パネル	合 計 出 力	63.0 kW	
	パワーコンディショナー	合 計 出 力	33.3 kW	
	採 用 出 力		(A)	33.0 kW
	補 助 金 の 額 【(A)×40,000円】		(B)	1,320,000 円 ※補助上限は4,000,000円
定置用蓄電池	蓄電池の種類		☒ 設置無し ☐ SII登録製品 ☐ その他	
	SII登録製品		メーカー名	登録型番
	設置セット数			登録容量 kWh
	蓄 電 容 量		(C)	kWh
	補助対象経費（税抜き）	設 備 費	(D)	円
		工 事 費	(E)	円
	価格/kWh	{ (D)+(E) } ÷ (C)	(F)	#DIV/0! 円
補 助 金 の 額 【 { (D)+(E) } ×1/3 蓄電容量が100kWhを超える場合は 【(F)×1/3×100】			(G)	#DIV/0! 円
補助金交付申請額 【 (B) + (G) 】				1,320,000 円
余剰電力売電の有無		☐ 有 ☒ 無		

事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金請求書

金 1,320,000 円

県から交付された「交付確定通知書」から転記

令和〇年〇月〇日付け栃木県指令気対第〇〇-〇号で額の確定の通知があった事業者用太陽光発電設備等導入支援事業の補助金として、上記のとおり請求します。

令和 〇年 〇月 〇日

栃木県知事 様

所在地 栃木県〇〇市〇-〇

名 称 〇〇株式会社

代表者 代表取締役 栃木 太郎

※通帳の写しを添付してください

(銀行名、支店名、種別、口座番号、口座名義(カナ)が確認できるもの)

請求書の真正性を担保するため、記入してください。

・発行責任者

氏 名 〇〇 〇〇

連絡先 〇〇-〇〇-〇〇

・担当者

氏 名 〇〇 〇〇

連絡先 〇〇-〇〇-〇〇

事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金利用状況報告書

令和〇年 〇月 〇日

栃木県知事 様

所在地 栃木県〇〇市〇ー〇
 名 称 〇〇株式会社
 代表者 代表取締役 栃木 太郎

- 1 導入施設所在地 栃木県〇〇市〇ー〇 (〇〇工場)
 2 事業完了日 令和7年 11月 30日
 3 利用状況報告期間 令和7年 12月 1日 ～ 令和8年 11月 30日
 4 利用状況等

(1) 月別発電量等

	①発電量		②自家消費電力量		③自家消費率 (②/①×100)
12月	5,600	kWh	4,550	kWh	—
1月	7,000	kWh	5,250	kWh	—
2月	7,300	kWh	5,450	kWh	—
3月	7,600	kWh	5,600	kWh	—
4月	7,700	kWh	5,880	kWh	—
5月	7,600	kWh	5,600	kWh	—
6月	8,400	kWh	6,700	kWh	—
7月	7,800	kWh	6,420	kWh	—
8月	6,100	kWh	5,200	kWh	—
9月	6,200	kWh	5,300	kWh	—
10月	6,000	kWh	4,840	kWh	—
11月	5,700	kWh	4,410	kWh	—
合計	83,000	kWh	65,200	kWh	79 %

(2) 導入効果

	自家消費電力量		二酸化炭素排出削減量	
効果	65,200	kWh	29.796	t-CO2

※ 添付書類

- (1) 報告期間内の太陽光発電電力量が確認できる書類
 (2) 報告期間内の自家消費電力量が確認できる書類

事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日

栃木県知事 様

所在地 栃木県〇〇市〇ー〇

名 称 〇〇株式会社

代表者 代表取締役 栃木 太郎

県から交付された「交付決定通知書」から転記

年 月 日付け栃木県指令気対第 号により補助金の交付決定を受けた事業者用太陽光発電設備等導入支援事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の内容

- (☒) 太陽光発電設備の最大出力又は蓄電容量の変更 (太陽光発電設備・蓄電地)
(変更前出力 (蓄電容量): 92.1kWh 変更後出力 (蓄電容量): 90.0kWh)
- (☐) 定置用蓄電地の補助対象経費の変更
(変更前経費: 変更後経費:)
- (☐) その他
()

2 計画変更の理由

再度シミュレーションを行った結果、電気消費量の理由により、設置する蓄電池の容量見直しの必要があることが判明したため。

注) 変更の内容については、事業計画書(様式第2号)に変更後の内容を記載し、本変更承認申請書に添付してください。

なお、変更部分は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入してください。

事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金廃止（中止）承認申請書

令和 ○年 ○月 ○日

栃木県知事 様

所在地 栃木県○○市○ー○

名 称 ○○株式会社

県から交付された「交付決定通知書」から転記

代表者 代表取締役 栃木 太郎

令和○年○月○日付け栃木県指令気対第○○ー○号により補助金の交付決定を受けた事業者用太陽光発電設備等導入支援事業を次のとおり廃止（中止）したいので、承認されるよう申請します。

廃止（中止）の理由

○○○○○○

申請に関するお問い合わせ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 県庁舎本館 11 階

栃木県 環境森林部 気候変動対策課

カーボンニュートラル推進室

TEL 028-623-3186 FAX 028-623-3259